

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 G X グループ環境金融室、環境経済室）

項 目 名	脱炭素成長型経済構造移行推進機構に係る税制上の所要の措置		
税 目	○所得税（所得税第 11 条第 1 項） ○法人税（法人税法第 2 条第 6 号、法人税法施行令第 5 条第 1 項第 3 号） ○消費税（消費税法第 60 条第 8 項） ○印紙税（印紙税法第 5 条第 3 号） ○登録免許税（登録免許税法第 4 条第 2 項）		
要 望 の 内 容	○特例措置の対象 令和 7 年 5 月 28 日に改正された脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和 5 年法律第 32 号）において、脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）が新たに排出枠取引市場の運営等のカーボンプライシング業務などを担うことが法制化されたことに伴い、所得税、法人税、消費税、印紙税及び登録免許税について、税制上の所要の措置を講ずるもの。 ○特例措置の内容 ・ 所得税（公共法人等（所得税法別表第一））として引き続き非課税措置を適用 ・ 法人税（公益法人等（法人税法別表第二））として引き続き非課税措置を適用するとともに、対象となる業務の範囲を拡充 ・ 消費税（消費税法別表第三に掲げる法人）として引き続き課税の特例措置を適用 ・ 印紙税（印紙税法別表第三に掲げる者）として引き続き非課税措置を適応するとともに、対象となる業務の範囲を拡充 ・ 登録免許税（登録免許税法別表第三に掲げる者）として引き続き非課税措置を適用		
新設・拡充又は延長を必要とする理由	平年度の減収見込額		
	（制度自体の減収額）		
	（改正増減収額）		
			－ 百万円
			（ － 百万円）
			（ － 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 機構が担う化石燃料賦課金等の徴収、排出量取引制度の運営等を通じて、今後 10 年間で 150 兆円超の G X 投資を実現する。 (2) 施策の必要性 世界規模でグリーン・トランスフォーメーション（以下「G X」という。）実現に向けて投資競争が加速する中で、我が国でも 2050 年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後 10 年間で 150 兆円を超える官民の G X 投資が必要である。 令和 4 年 12 月に G X 実行会議で取りまとめられた「G X 実現に向けた基本方針」（令和 5 年 2 月 10 日閣議決定）及び「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「G X 推進法」という）」（令和 5 年 5 月 12 日成立）により、機構の設立含め「成長志向型カーボンプライシング構想」等の新たな政策が具体化されることとなった。 その後、令和 7 年 5 月 28 日に改正された G X 推進法において、機構が排出枠取引市場の運営等のカーボンプライシング業務などを担うことが法制化された。当該業務を円滑に実施するため、今般、税制上の措置を設けることを要望するものである。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進 【背景となる法律・閣議決定】 ○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号） （機構の目的） 第七十七条 脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）は、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の徴収に係る事務、特定事業者排出枠の割当て及び入札の実施に関する業務、脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに係る事務、脱炭素成長型投資事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引の機会の提供、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動を行う者に対する債務保証その他の支援等を行うことにより、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進することを目的とする。 （業務の範囲） 第一百十一条 機構は、第七十七条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 一 化石燃料賦課金の徴収に係る事務 二 特定事業者排出枠の割当て及び入札の実施に関する業務 三 特定事業者負担金の徴収に係る事務 四 法人等保有口座の開設、法人等保有口座名義人に係る事項の記録の変更、脱炭素成長型投資事業者排出枠の振替及び排出枠口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付に関する業務 五 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当て、脱炭素成長型投資事業者排出枠の量の通知、脱炭素成長型投資事業者排出枠の償却、未償却相当負担金及び延滞金の徴収並びに法人等保有口座に係る記録の訂正等に係る事務 六 脱炭素成長型投資事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引（イにおいて「排出枠取引」という。）の機会の提供に関する次に掲げる業務 イ 排出枠取引を行うための市場（第一百十三条第三項第一号において「排出枠取引市場」という。）の設置及び運営 ロ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動に係る指標等の情報の提供 七 脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引価格の調整のための脱炭素成長型投資事業者排出枠の買入れに関する業務 八 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動（以下「対象事業活動」という。）を行う者に対する次に掲げる業務 イ 対象事業活動を行う者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証 ロ 対象事業活動に必要な資金の出資 ハ 対象事業活動を行う者の発行する社債の引受け ニ 対象事業活動に関する専門家の派遣 ホ 対象事業活動に関する必要な助言 九 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する投資その他の事業活動に関する調査研究、知識の普及及び啓発並びに当該事業活動を担う人材の養成及び資質の向上に関する業務 十 前各号に掲げる業務に附随する業務 ○GX2040 ビジョン 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂（令和7年2月18日閣議決定） （2）成長志向型カーボンプライシング構想の実現に向けた制度措置 1）排出量取引制度の本格稼働 ① 基本的考え方 成長志向型カーボンプライシング構想では、排出量取引制度を段階的に発展させることとしている。第1段階として2023年度から開始したGXリーグは、参加企業のリー
-----------------------------	------------	--------------------------	---

			ダシッブに基づく自主参加型の枠組みであり、自主的に目標設定することで、企業に説明責任が発生し、強いコミットメント・削減インセンティブを高める設計であった。 このGXリーグでの取組状況を基礎に、企業のGXのための取組を加速させていくため、2026年度からは制度に係る公平性・実効性を高めつつ対象企業の業種特性や脱炭素への道筋等を考慮する柔軟性を有する形で、排出量取引制度を本格稼働させる。このため、GX推進法の改正案を国会に提出し、以下のような要素を基本枠組みとして備えた排出量取引制度を導入する。なお、当該制度の執行に係る事務の一部については、GX推進機構が担う。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） Ⅲ. 投資立国の実現 3. GX・DXの着実な推進 (1) GX ②成長志向型カーボンプライシング構想の実行と更なる発展 ii) 成長志向型カーボンプライシングの具体化 GX2040 ビジョン等に基づき、2026 年度からの排出量取引制度の本格稼働、2028 年度からの化石燃料賦課金の導入等、成長志向型カーボンプライシングの具体化、CDR 等の取組からのクレジット創出に必要な制度整備を進めていく。
		政 策 の 達成目標	2050 年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けて、今後 10 年間で官民 150 兆円超の GX 投資を実現するため、機構は化石燃料賦課金等の徴収、排出量取引制度の運営等を行う。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
		同上の期間中の達成目標	2050 年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長の同時実現。
		政策目標の達成状況	令和 5 年 6 月 30 日 GX 推進法 施行 令和 6 年 7 月 1 日 機構業務開始 令和 7 年 5 月 28 日 GX 推進法 改正 (今後の予定) 令和 8 年度以降 排出量取引市場の本格稼働 令和 10 年度以降 化石燃料賦課金の導入
		要 望 の 措 置 の 適用見込み	1 法人（機構）
	有 効 性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	業務運営に係る予算が国費により充当している極めて公共性の高い法人である機構について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に化石燃料賦課金の徴収、排出量取引制度の運営等といった業務を実施することが可能となる。仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生することで、機構の目的である脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に支障を及ぼしかねない。

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	(地方税) ○法人住民税(地方税法第24条第5項) (法人税法別表第二の公益法人等として非課税措置を要望) ○事業税(地方税法第72条の5第1項の非課税の法人として要望) ○地方消費税 ※消費税(国税)と連動した要望 ○事業所税 ※法人税(国税)と連動した要望
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和8年度予算要求
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	税制上の措置に加えて、国の予算措置を一体的に実施することにより、機構において、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進が可能となる。
		要望の措置の妥当性	機構は、業務運営に係る予算が国費により充当している極めて公共性の高い法人である。 なお、機構と同様の業務を行う認可法人等は税制上の優遇を受けていることから、機構だけ別の扱いをすることは均衡を欠くこととなる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	1法人(機構)
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び政府以外の者が出資できることとされている極めて公共性の高い法人である機構について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に金融支援業務といった業務を実施することが可能となる。 仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生することで、機構の目的である脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に支障を及ぼしかねない。
		前回要望時の達成目標	2050年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けて、今後10年間で官民150兆円超のGX投資を実現するため、機構は債務保証等の金融支援業務等を行う。
		前回要望時から達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの 要望経緯	令和6年度 創設
---------------	----------